

視覚に障がいのある方へ代読・代筆のお手伝い

視覚に障がいのある方へ、日常生活の中で活動内容が福祉サービスでは対応できず、適当な付き添いが得られない場合に、要望に応じて「代読・代筆支援者」を派遣して、支援します。

例えばこういうときにご相談ください！

新しい電化製品を買ったから、
家に来て説明書を読んでほしい

カラオケに仲間と行くので、カ
ラオケの機械操作を手伝って
ほしい！

宅急便で荷物を送るので、送り
状の記入を頼みたい



わたしたちがお手伝いします！

代読代筆支援者

守秘義務のこと、代
読・代筆支援の方法、
同行援護について学
んでいます。



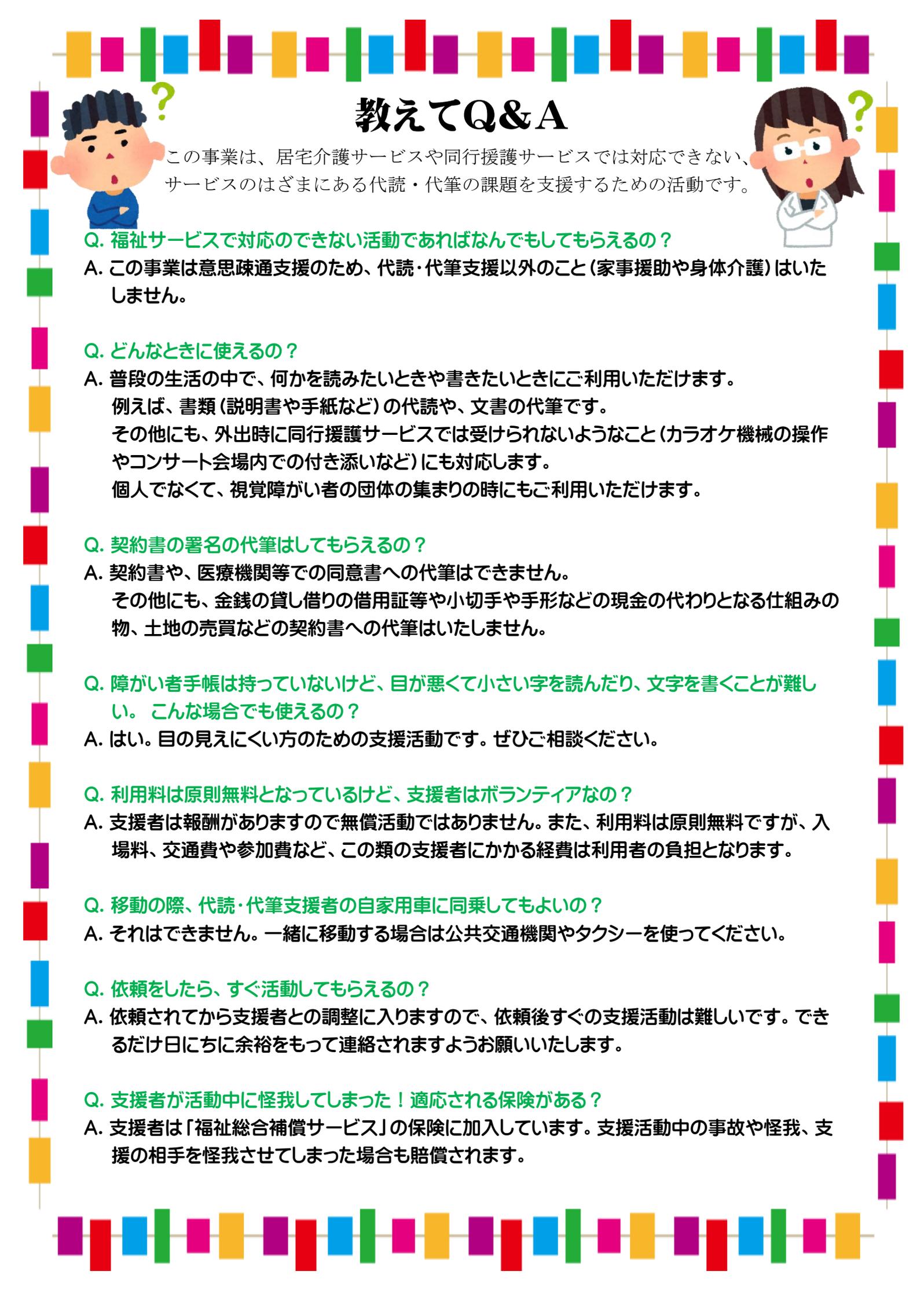
利用料は原則無料

※ただし、支援活動中
の交通費、入場料、参
加費などは、利用者の
負担となります。

お問い合わせ窓口

萩市社会福祉協議会 地域福祉課

電話 0838-22-2289



教えてQ&A



この事業は、居宅介護サービスや同行援護サービスでは対応できない、サービスのはざまにある代読・代筆の課題を支援するための活動です。



Q. 福祉サービスで対応のできない活動であればなんでもしてもらえるの？

A. この事業は意思疎通支援のため、代読・代筆支援以外のこと(家事援助や身体介護)はいたしません。

Q. どんなときに使えるの？

A. 普段の生活の中で、何かを読みたいときや書きたいときにご利用いただけます。

例えば、書類(説明書や手紙など)の代読や、文書の代筆です。

その他にも、外出時に同行援護サービスでは受けられないようなこと(カラオケ機械の操作やコンサート会場内での付き添いなど)にも対応します。

個人でなくて、視覚障がい者の団体の集まりのときにもご利用いただけます。

Q. 契約書の署名の代筆はしてもらえるの？

A. 契約書や、医療機関等での同意書への代筆はできません。

その他にも、金銭の貸し借りの借用証等や小切手や手形などの現金の代わりとなる仕組みの物、土地の売買などの契約書への代筆はいたしません。

Q. 障がい者手帳は持っていないけど、目が悪くて小さい字を読んだり、文字を書くことが難しい。こんな場合でも使えるの？

A. はい。目の見えにくい方のための支援活動です。ぜひご相談ください。

Q. 利用料は原則無料となっているけど、支援者はボランティアなの？

A. 支援者は報酬がありますので無償活動ではありません。また、利用料は原則無料ですが、入場料、交通費や参加費など、この類の支援者にかかる経費は利用者の負担となります。

Q. 移動の際、代読・代筆支援者の自家用車に同乗してもよいの？

A. それはできません。一緒に移動する場合は公共交通機関やタクシーを使ってください。

Q. 依頼をしたら、すぐ活動してもらえるの？

A. 依頼されてから支援者との調整に入りますので、依頼後すぐの支援活動は難しいです。できるだけ日にちに余裕をもって連絡されますようお願いいたします。

Q. 支援者が活動中に怪我してしまった！適応される保険がある？

A. 支援者は「福祉総合補償サービス」の保険に加入しています。支援活動中の事故や怪我、支援の相手を怪我させてしまった場合も賠償されます。